

NPO法人・反貧困ネットワーク広島

シェルター(緊急一時宿泊所)のご紹介

シェルターとは、住居がない方、何らかの事情により自宅で暮らせなくなった方のための緊急避難場所です。

市内のワンルームマンションを借りてシェルターとして運営し、新しい生活への再出発を支援しています。シェルターに入居されている間に生活保護を受けるなどして新しい定住先を確保し、再出発されています。



シェルター一室内の様子

Q1. シェルター利用の条件は？

生活保護を受けることができた方は、利用者本人の負担はありません。

シェルター利用料金は、当法人から福祉事務所に請求します。また、生活保護を受けていない方も利用いただくことが可能ですが、1日1,700円程度(食事を希望される方は+1,200円)の利用料のお支払いをお願いしています。

Q2. シェルターの設備は？

緊急一時的な最低限の生活環境は整っています。

洗濯もしていただけます。お風呂もあります。布団は、利用者ごとに貸し布団を交換しますので、女性の方も安心して利用いただけます。配偶者、子ども等ご家族を同伴される場合は人数分の貸し布団を準備します。テレビもあります。



Q3. 申し込みについて

シェルター利用申込書に記載いただき、シェルター利用について検討します。

ほとんど常に満室状態ですので、当日に連絡をいただいても、利用いただけないこともあります。入室中の利用者が退室されるまでの間、友人宅などで待機いただくこともあります。

また、事情によってはシェルターの利用をお断りし、医療機関の利用をお勧めする場合がありますのでご了承ください。

待機場所がない場合は、ご本人から事情を詳しくお聞きした上で、ネットカフェにご案内することもあります。

Q4. シェルター入室後のケア

住居さがしや家具什器備品の購入の手伝いなどもしています。

シェルターの管理人がお困りごとなどの聞き取りをしています。

周りに相談できる人がいない場合は、「ほっとサロン」(反貧困ネットワーク広島・憩いの場)や「生活と健康を守る会」を紹介しています。ほっとサロンはシェルターを卒業された方の交流の場です。

シェルター利用者へのお願い

シェルターは私たちが広島市などの助成を受けながら、ボランティアとして運営していますので、ホテルとは違います。

シェルター居室内は禁煙です。火気・水漏れ・騒音への配慮、掃除、ゴミ分別・ゴミ出しもお願いしています。

できるだけ早期(おおむね2週間以内)にシェルターを出られるよう、生活保護申請に必要な書類の収集提出、転居先探しなど可能な努力をお願いしています。

また、安全上およびプライバシー上、シェルターの住所を利用者以外の他人(友人や家族を含む)に教えることは控えていただいています。

シェルターのお問い合わせは

電話 **082-545-7709**
または **090-4890-1579**

平日10時から17時まで

反貧困ネットワーク広島 大手町事務所



マスクしよう